

提出団体	<p>一般社団法人新経済連盟 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー5階 新経済連盟事務局</p>
意見1	<p>(該当箇所) 規則(案)の第6条の2</p> <p>(意見) 報告要件に該当しないものの、平成29年個人情報保護委員会告示第1号において報告対象事案となっている漏えい事案について、今後の方針を示されたい。</p> <p>(理由) 平成29年個人情報保護委員会告示第1号に示されている報告対象事案について、本改正に伴い報告対象ではなくなるのか、告示としては有効なまま報告対象とされるのかを確認したいため。</p> <p>(参考) ○ 個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(平成29年個人情報保護委員会告示第1号)(抄)</p> <p>1. 対象とする事業 本告示は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する事案(以下「漏えい等事案」という。)を対象とする。</p> <p>(1) 個人情報取扱事業者が保有する個人データ(特定個人情報に係るものを除く。)の漏えい、滅失又は毀損</p> <p>(2) 個人情報取扱事業者が保有する加工方法等情報(個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号)第20条第1号に規定する加工方法等情報をいい、特定個人情報に係るものを除く。)の漏えい</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)のおそれ</p>
意見2	<p>(該当箇所) 規則(案)の第6条の2 第1号</p> <p>(意見) 要配慮個人情報の漏えい等の報告義務対象から除外される「高度な暗号</p>

	<p>化」「その他個人の権利利益を保護するために必要な措置」の具体的内容をご教示いただきたい。</p> <p>(理由) 漏えい等報告義務の適用範囲を明確にするため。</p>
意見 3	<p>(該当箇所) 規則(案)の第6条の2 第2号</p> <p>(意見) 「財産被害が生じるおそれがある個人データ」の具体的内容をご教示いただきたい。</p> <p>(理由) 例えば、クレジットカード情報などがこの典型例であると推察するが、住所・電話番号・メールアドレス等連絡先に関する基本情報であっても、当該連絡先情報にアクセスした詐欺事案が発生するおそれは考えられ、考え方次第ではこの範囲が広く解されることもある。そのため、漏えい等報告義務の適用範囲を明確にする必要がある。</p>
意見 4	<p>(該当箇所) 規則(案)の第6条の3 第1項</p> <p>(意見) 「速やかに」の想定される期間の判断基準をガイドラインで示されたい。</p> <p>(理由) 事案に応じて報告に要する時間も異なるところ、速報の提出時期についても事案に応じた解釈がされることが望ましいと考えている。どのような基準で適切と判断されるのかを確認したい。</p>

意見 5	<p>(該当箇所) 規則(案)の第6条の5 第1項</p> <p>(意見) 「本人の権利利益を保護するために必要な範囲」の具体的内容をご教示いただきたい。</p> <p>(理由) 本人への通知義務の適用範囲を明確にするため。</p>
意見 6	<p>(該当箇所) 規則(案)の第11条の3 第2項第3号</p> <p>(意見) 「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」の具体的内容をご教示いただきたい。</p> <p>(理由) 法第24条第3項の体制整備で提供する場合は、同条第1項に基づいて個人情報保護委員会規則においてその基準が示され、それに基づき契約等で提供先の情報管理を縛る等の措置を講じている一方、法第24条第2項の同意で提供する場合は、提供先における情報管理を契約等で縛る法的義務はなく、提供先での情報管理体制を常に把握しているわけではない。そのような中で、提供先が講ずる保護措置に関する情報を提供すると、制限された情報の提供しかできないため、本号で意図している対象情報の具体的内容を明らかにしていただきたい。</p>

<p>意見 6</p>	<p>(参考)</p> <p>○ 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）</p> <p>（個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準）</p> <p>第 11 条の 2 法第 24 条の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。</p> <p>二 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。</p>
<p>意見 7</p>	<p>(該当箇所)</p> <p>規則（案）の第 11 条の 3 第 3 項</p> <p>(意見)</p> <p>同条 3 項本文の「特定できない場合」について、こういった場面を想定しているか例示されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>「特定できない場合」に該当する事案が一定程度想定される一方で、「特定できない場合」の範囲を必要以上に広げるべきでもないと考えている。そのために具体的な想定場面を例示いただきたく、例えば同意取得時点では契約していない外国の委託先への委託や、セキュリティの観点から公開していない情報、あるいは「提携先企業」といった包括的な第三者提供先の記載に留まる場合に同意取得時点において提供先が未確定である、といった場面には適用されるか示されたい。</p>

意見 8	<p>(該当箇所) 規則(案)の第11条の4 第1項第1号</p> <p>(意見) 相当措置の実施に影響を及ぼし得る「外国の制度の有無及びその内容」が確認義務の対象となっているが、当該外国にある第三者から、この有無及び内容を報告してもらう方法は、特段の事情の無い限り、同号がいう「適切かつ合理的な方法」に該当するとの理解でよいか。</p> <p>(理由) 世界各国の外国の法制度を逐次アップデートすることは実務的に容易ではなく、また、外国の法制度については、当該外国に所在する第三者が最も熟知しているものと考えられるため、誤った報告を受けていることが明白であるなどの特段の事情の無い限りは、「適切かつ合理的な方法」であると考えたい。</p>
意見 9	<p>(該当箇所) 規則(案)の第11条の4 第1項第1号</p> <p>(意見) 「適切かつ合理的な方法」による確認が求められているが、例えば、質問票に回答してもらう方法、定期的に書面やメールで報告してもらう方法は、この方法として妥当か。その他、「適切かつ合理的な方法」として考えられるものを、ご教示いただきたい。</p> <p>(理由) 確認義務の適切な履行方法を明らかにするため。</p>

意見 10	<p>(該当箇所) 規則(案)の第11条の4 第1項第1号</p> <p>(意見) 「定期的に確認」とは、例えば、年1回確認するということが十分との趣旨か。その他、この頻度に関する考え方について、ご教示いただきたい。</p> <p>(理由) 確認義務を履行するためには各提供先とのコミュニケーションが必要となり、現実的に実施可能な基準を設定していただきたい。</p>
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見 1 1	<p>(該当箇所) 規則(案)の第18条の2 第1項</p> <p>(意見) 提供元にて本人から個人関連情報の提供に関する同意を取得した上で提供している場合には、提供先にて同意を取得する必要はないことをガイドラインに明記していただきたい。</p> <p>(理由) 「本人関与の機会を確保する」という目的は、提供元における同意の取得によっても達成されうるし、この機会は第三者提供が行われた後ではなく、事前に与えられるべきものである。提供元における同意の取得が可能である場合には、提供元において同意を取得した上で提供することも認められるはずであり、むしろ、個人にとってもその方が良いのではないか。提供元において同意を取得することが不可能なケースはあるが、一方で提供先における同意の取得も非常に困難であるケースが想定される。同意の取得は提供元・提供先双方のいずれかが行えばよいことを明確にすることで、事業者による対応のハードルを下げつつ、本人関与の機会を確保する意味でもより意義のあるものにすべきである。</p>
意見 1 2	<p>(該当箇所) 規則(案)の第18条の2 第1項</p> <p>(意見) 提供元から個人関連情報を取り扱う業務の一部の委託を受けている場合における委託元から委託先への個人関連情報の提供は個人関連情報の第三者提供には該当しないことをガイドラインに明記いただきたい。</p> <p>(理由) 個人関連情報においても委託や事業継承による提供が第三者提供にあたらぬことは、個人情報と同様となるはずであるが、委託による提供の解釈は特に事業に与えるインパクトが大きいため、明確にしていきたい。</p>

<p>意見 13</p>	<p>(該当箇所) 規則(案)の第18条の2 第1項</p> <p>(意見) 提供先が個人関連情報を取得するにあたり、本人から同意を取得するために提供先のウェブサイト等に提供元の事業者の名称等を列挙する際、その提供元事業者が増減した場合には、あらためて本人から同意を取得し直すことが必要になると想定される。しかし、提供先による提供元からの個人関連情報の取得を本人が後からオプトアウトできる仕組みを設けている場合には、それをもって本人関与の機会を確保するものとし、提供元事業者の増減の都度同意を取得しなおすことは不要とする、など、事業者にとって規制の内容を実行しやすくなる方法をガイドラインに示していただきたい。</p> <p>(理由) 提供元の事業者が増減するごとに本人からの同意をし直す場合、同意を得られる数が安定せずバラつきが出てしまい、また、同意した者・同意しない者を区別するためのリストもその都度新たに作成する必要が生じるなど、事業者にとって、適正な運用が非常に困難な状況が生じる。これを緩和する施策が必要である。</p>
--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------